

通達資料

「遠隔地から建設資材調達に係る設計変更について」

(令和3年10月12日付け事調第608号農政部農村振興局事業調整課長通知) の一部改正

適用年月日 令和5年3月22日以降の積算基準日から適用

新 旧 対 照 表		
改 正	現 行	備 考
遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の実施要領	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の実施要領	字句の削除・追加
1 趣旨 【省略】	1 趣旨 【省略】	
2 対象工事 <u>(1) 令和 5 月 3 月 22 日以降に入札を行う 工事</u> <u>なお、下記の工事においては本要領の対象外とする。</u> <u>【対象外工事】</u> <u>・「建築工事等価格積算要領」に基づき積算する工事</u>	2 対象工事 <u>令和 3 年 12 月 21 日以降に入札を行う 全ての工事</u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>	
3 設計変更の対象項目 【省略】	3 設計変更の対象項目 【省略】	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の実施要領の運用
4 主な手続き 【省略】	4 主な手続き 【省略】	
遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の実施要領の運用	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の実施要領の運用	
1 調達地域の変更による設計変更について 【省略】	1 調達地域の変更による設計変更について 【省略】	
2 調達地域の変更による設計変更手順等 【省略】	2 調達地域の変更による設計変更手順等 【省略】	
3 単品スライドについて 【省略】	3 単品スライドについて 【省略】	
4 留意事項 【省略】	4 留意事項 【省略】	